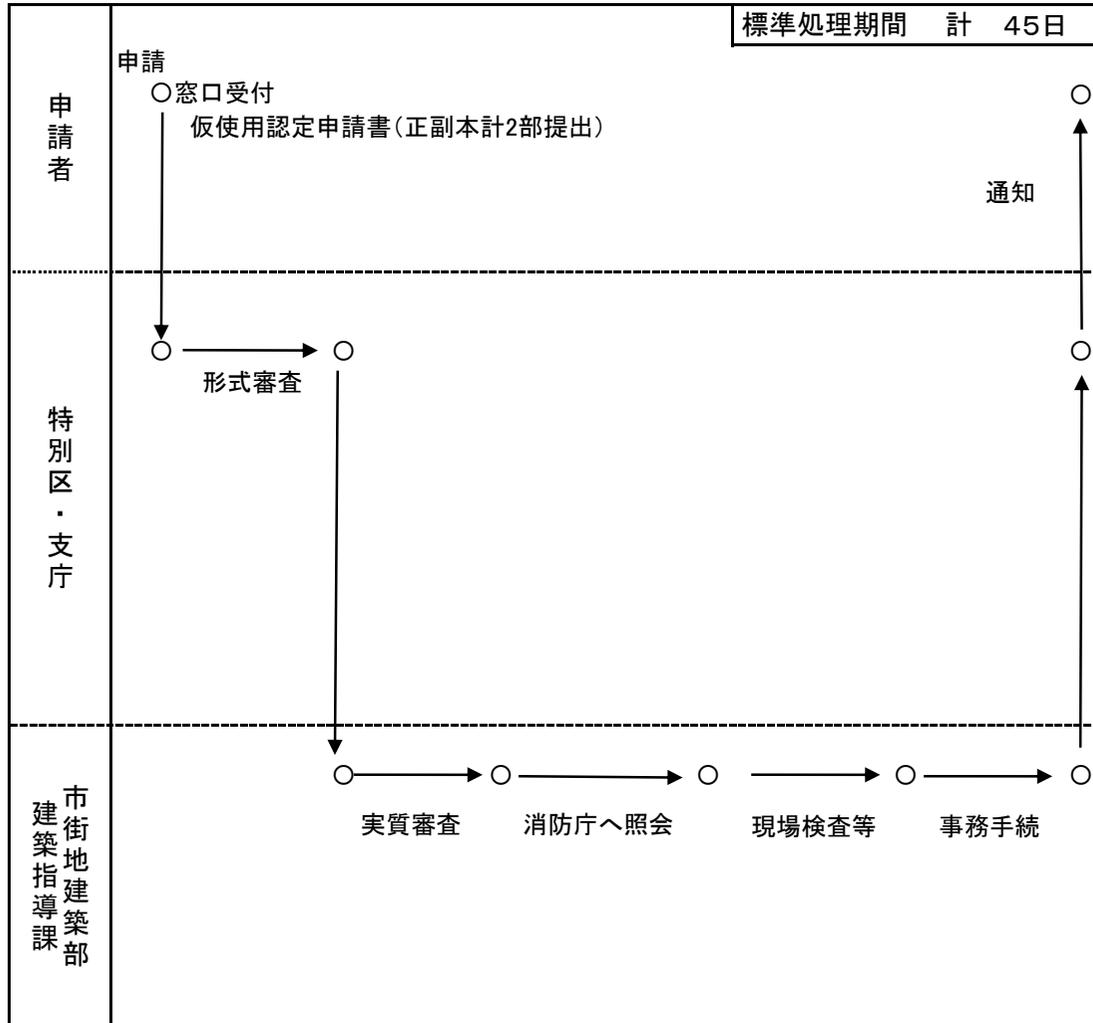


# 事務処理フロー図

事務名 建築物の仮使用認定

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課検査担当 電話 30-711

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載がないかどうか、添付書類棟が整っているか審査し、申請手数料を徴収します。
2	送付	形式審査が終了した申請書を、市街地建築部建築指導課へ送付します。
3	実質審査	申請書に規則上の図書が添付され、記載の不備がないことや「工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル」等により審査を行います。
4	現場検査	仮使用認定申請書の内容と現場に相違ないか確認し、建築確認申請書を元に建築基準関係規定に適合しているか検査を実施します。
5	消防庁へ照会	東京消防庁及び所轄消防署へ仮使用認定申請書を照会します。
6	事務手続	仮使用認定申請書の諾否について、建築指導課長が決定します。
7	送付	特別区・支庁へ送付します。
8	通知	仮使用認定申請書(副本)と仮使用認定通知書を返却します。

注記) 現場検査(建築・設備・構造)、建築物省エネ法、昇降機完了検査は、認定建築物の規模により、日数が確定する(規模が大きければそれだけ日数を要す)。最低でも建築・設備・構造=1日、建築物省エネ法検査=1日、昇降機検査=1日。